

## 4 給水設備の届出について

40

つぎに、給水設備の届出について説明します。

#### 4 給水設備の届出について

### 専用水道の場合（よくある事例）

- 設置者が変わった（代表者が変わった）
- 施設名称が変わった
- （屋内）受水槽、給水ポンプ等を更新した
- 給水区域が変わった（1日最大給水量は変わらず）



専用水道記載事項変更届（第10-1号様式）

- 水道技術管理者が変わった



専用水道水道技術管理者変更届（第6号様式）  
＋履歴書

41

専用水道施設で、設置者が変わった、施設名称が変わった、受水槽やポンプを更新した、給水区域が変わった、などの変更があった場合、専用水道記載事項変更届を保健所にご提出ください。

水道技術管理者が変わった場合は、専用水道水道技術管理者変更届と専用の履歴書をご提出ください。

#### 4 給水設備の届出について

### 専用水道の場合（**要注意**）

- 浄水設備を更新する**予定**
- 増築に伴い、最大給水量が増える**予定**
- 井戸を増設する、または井戸の場所を変える**予定**



専用水道布設工事確認申請書（第1号様式）

**△着工前（計画段階）に相談を！**

- 水道法上の業務委託をしたい（第三者委託）

※日常の維持管理のみの業務委託は第三者委託にあたりません！



水道管理業務委託開始届（第7号様式）ほか

〔 該当するかわからない場合は、保健所へご相談ください 〕

42

注意していただきたいのは、浄水設備を更新する予定、増築に伴い最大給水量が増える予定、井戸を増設するまたは井戸の場所を変える予定といった変更の場合は、事前に水道法に基づく確認が必要となる場合がございますので、計画段階で保健所へにご相談ください。

着工前に、専用水道布設工事確認申請書を提出し、確認通知を必ず受けてから、着工するようお願いします。

水道法上の業務委託、いわゆる第三者委託を行いたい場合は、水道管理業務委託開始届をご提出ください。

**なお、日常の維持管理のみの業務委託では第三者委託にあたりません。**

第三者委託に該当するかわからない場合は保健所へご相談ください。

#### 4 給水設備の届出について

### 簡易専用水道やその他給水設備の場合

	簡易専用水道	小規模・飲用井戸
設置者（代表者）や施設名称が変わった	簡易専用水道変更届 （様式2）	給水設備変更届 （様式4）
水道直結方式へ切り替えた	簡易専用水道廃止届 （様式3）	給水設備廃止届 （様式5）
<ul style="list-style-type: none"> <li>受水槽を更新<b>予定</b></li> <li>浄水設備や水源を<b>変更予定</b>（井戸）</li> </ul>	簡易専用水道設置計画 事前協議書	給水設備設置計画 事前協議書 （様式2-1）

【事前に保健所へご相談ください】

43

簡易専用水道や、そのほか小規模貯水槽水道施設や井戸使用施設の場合ですが、設置者が変わった、施設名称が変わったなどの際は、変更届をご提出ください。

水道直結方式へ切り替え、受水槽の使用を廃止した場合は、廃止届をご提出ください。

受水槽を更新する予定などの場合は、設置計画事前協議書を提出し、保健所と事前協議を行ってください。